

さいたま市告示第 9 1 6 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、平成 2 9 年 4 月 8 日
さいたま市告示第 6 5 9 号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和 7 年 5 月 2 8 日

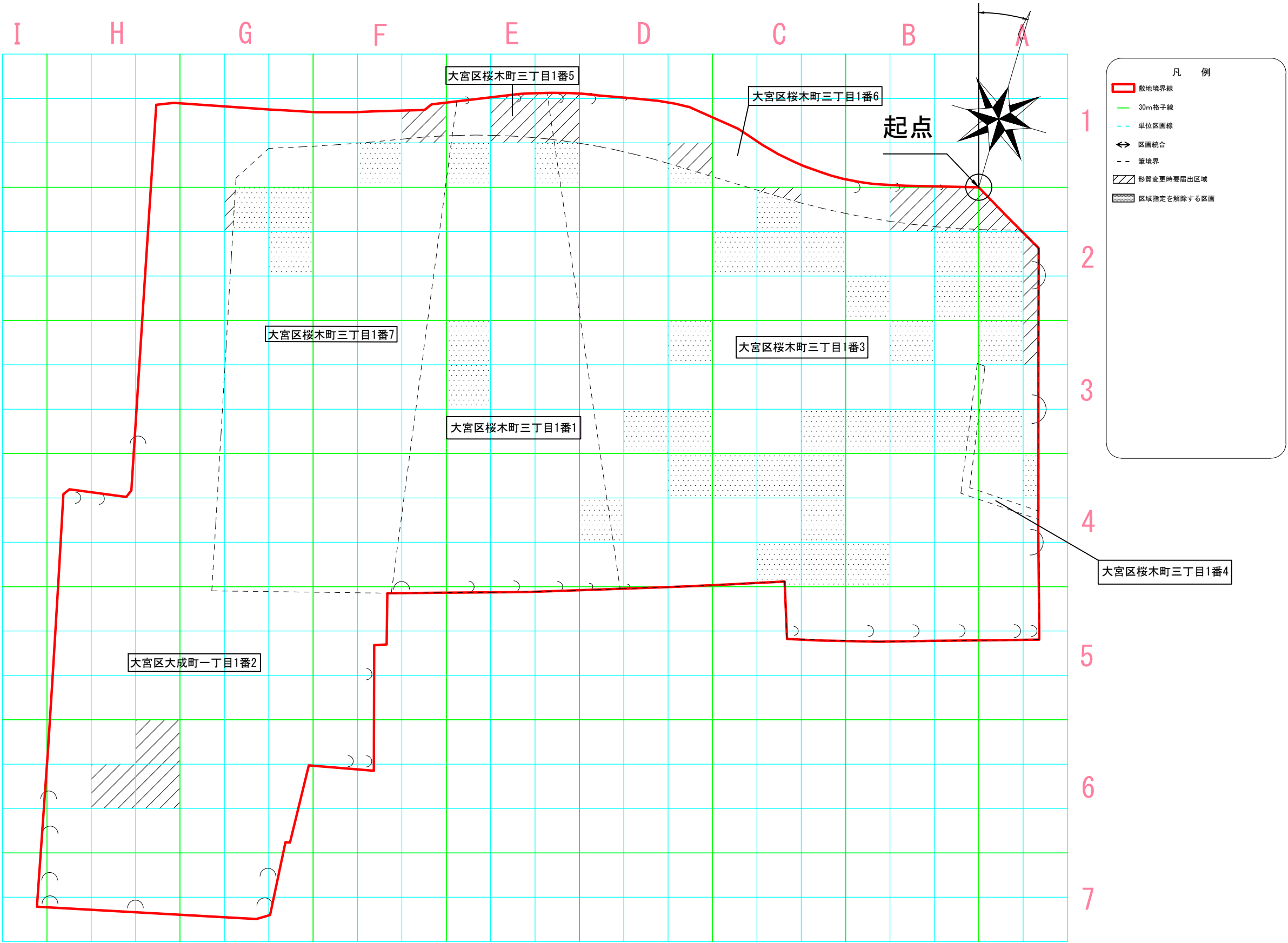
さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 形質変更時要届出区域として指定する区域
さいたま市大宮区桜木町三丁目 1 番 3 の一部 外
詳細は、別紙形質変更時要届出区域図のとおり
- 2 指定番号
形－ 1 4 号
- 3 講じられた実施措置
掘削除去
- 4 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市役所環境局環境共生部環境対策課水質土壌係
 - (2) 電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 3 3 1

所管：環境局環境共生部環境対策課

告示期間の期限日：令和7年6月11日まで

16度21分17秒



起点はさいたま市大宮区桜木町3丁目1番6の最北端とする